

那賀5町

合併協議会だより



『新市建設計画』ができました!!

写真は新市建設計画の「概要版」です

「新市建設計画」は、新しい市を建設していくためのマスタープランとして、将来ビジョンや施策の方向性等を示し、合併後のまちづくりの基本的な指針とするものです。

目次

- 第8回合併協議会審議状況 2P~ 6P
- 第7回新市の事務所の位置等 検討小委員会審議内容 7P
- 第8回新市建設計画策定 検討小委員会審議内容 7P
- 新市名称の『アイデア賞』当選者 8P
- 那賀5町合併協議会委員の変更 8P
- 合併協議会開催のお知らせ 8P



第8回 合併協議会の審議状況

10月28日、桃山町保健福祉センターで第8回那賀5町合併協議会を開催しました。

報告事項

事務局から委員の変更、監査委員の選任について、また各小委員会委員長から協議状況について報告されました。

● 報告第28号
委員の変更について

● 報告第29号
監査委員の選任について

● 報告第30号
新市の事務所の位置等検討小委員会

での協議結果報告について

● 報告第31号

新市建設計画策定検討小委員会での

協議結果報告について

(報告第28号から第31号までは7・8ページに詳しい内容を記載しています。)

協議事項

前回提案した8項目のうち1件が継続審議、7件を決定、確認し、新たに11件の協議項目を提案しました。

継続審議

● 協議第3号の2

合併の期日について
合併の期日は、平成17年11月7日とする。

確認

● 協議第35号の1

上下水道事業の取扱いについて

(1) 上下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

① 上下水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

② 上下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新計画を策定する。

③ 上下水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。

④ 各種手数料、受益者負担金(施設分担金)、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併

時に統一する。

(2) 工業用上下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

① 桃山町工業用上下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3) 簡易上下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

① 簡易上下水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

② 簡易上下水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。

③ 各種手数料、受益者負担金(施設分担金)、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。

(4) 飲料水供給施設事業の取扱いについては、次のとおりとする。

① 神通・中畑飲料水供給施設及び銚子ノ口飲料水供給施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、地元が管理する飲料水供給施設については、合併時に補助制度を一元化するものとする。

② 水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。

③ 各種手数料、受益者負担金(施設分担金)、検針業務及び料金の徴収方法については、合併時に

統一する。

(5) 下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

① 流域関連公共下水道事業計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。

② 貴志川町特定環境保全公共下水道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

③ 西山地区農業集落排水処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

確認

● 協議第36号の1

各種事務事業(環境衛生関係事業)の取扱いについて

(1) ごみ・し尿関係は、次のとおりとする。

① 一般廃棄物処理計画については、合併後、新市において新たに策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。

② 一般廃棄物処理施設については、



現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。

③ ごみ分別及び収集については、合併後、一定の周知期間を設け、貴志川町及び桃山町の方法を基本に統一する。ただし、古紙及び粗大ごみは、合併時まで調整する。

④ 指定ごみ袋の取扱いについては、合併時に統一する。ただし、各町の現行のごみ袋は、合併後も使用できるものとする。



⑤ 持ち込みごみ処理手数料については、合併時に統一する。

⑥ ごみ集積施設設置費補助事業及び生ごみ処理機購入に対する補助事業については、合併時に統一し実施する。

⑦ し尿及び浄化槽汚泥の収集体制及び収集区域については現行のとおりとする。ただし、現在直営で行っている那賀町については、できるだけ早い時期に許可制に移行する方向で調整する。

⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可及び浄化槽法第35条第1項の許可に

ついては、新市において改めて審査する。
(2) 火葬場・墓地関係は、次のとおりとする。

① 火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。

また、使用料は貴志川町（五色台広域施設組合）の例により合併時に統一し、附属施設の使用料は現行のとおりとする。

② 祭壇貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後、利用状況を見ながら事業の存続を検討する。

③ 霊柩車貸与事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町の霊柩車使用料は合併時まで調整する。

④ 町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町営墓地は、新たな埋葬は行わない。
(3) 環境保全関係は、次のとおりとする。

① 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に統一し、新市においても引き続き実施する。

② 温室効果ガス削減実行計画については、新市において策定する。

③ 住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度は、合併時に廃止する。

確認

協議第37号の1

各種事務事業（商工・観光振興関係事業）の取扱いについて

(1) 商工会については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとし、商工会補助金については、新市において調整する。

(2) プレミアム商品券事業補助金については、新市においても実施する方向で関係団体と調整する。

(3) 中小企業資金利子補給金については、新市においても引き続き実施する。なお、制度については新市において一元化する。

(4) 観光協会については、合併時に統合するよう調整に努める。なお、運営については新市において調整する。ただし、葛城観光協会及び藤崎観光協会については、現行のとおりとし、助成等については新市において調整する。



(5) 観光イベント・伝統行事については、合併の翌年度までは現行のとおりとし、以降は新市において調整する。

(6) 観光資源のうち町が管理する観光資源については、新市において効率的な管理体制の確立に努めるものとする。

確認

協議第38号の1

各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて

(1) 都市計画マスタープランについては、新市において長期総合計画作成後、策定する。

(2) 都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3) 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において県と協議の上、見直しを図る。

(4) 都市計画審議会については、合併時に統合する。なお、定数は17人以上とし、任期は3年とする。また、委員構成については、貴志川町の例を基本とし調整を図る。

(5) 計画区域内における建築物の建築制限については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(6) 土砂等による埋立許可については、合併時に統一する。

確認

協議第39号の1

各種事務事業（建設関係事業）の取



- 扱いについて
- (1) 町道路線の認定、変更手続及び廃止手続については、法に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道路線認定基準については合併時に統一し、新市において路線認定の見直しを行う。
 - (2) 道路占用料、交通安全対策事業並びにポンプ場及び樋門等の維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 急傾斜地崩壊対策事業等における分担金の徴収については、現事業箇所は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業については新市において調整する。
 - (4) 道路新設改良及び維持修繕（町単独）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (5) 河川、排水路の維持修繕については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、河川指定については調整する。
 - (6) 河川法の適用又は準用を受けない河川等の管理については、新市においても引き続き実施する。
 - (7) 道路施設管理委託業務については、新市において効率的な管理体制の確立に努める。
 - (8) 生活環境施設整備補助金については、現行制度を見直し、一元化を図る。
 - (9) 町道整備工事補助金については、合併時に廃止する。

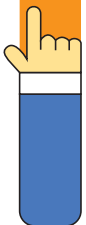
確認



● 協議第40号の1

- 各種事務事業（公営住宅事業）の取扱いについて
- (1) 公営住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、公営住宅法に基づき実施する。
なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。
ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。
 - (2) 改良住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住宅地区改良法に基づき実施する。
なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。
ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。
 - (3) 住宅計画（ストック総合活用計画）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (4) きのくに木造住宅耐震化促進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

確認



● 協議第41号の1

- 各種事務事業（町営バス運行事業）の取扱いについて
- (1) 町営バス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、路線等を見直す。
 - (2) 紀の川コミュニティバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市及び紀の川コミュニティバス連絡協議会において検討する。



提案

● 協議第7号の1

- 新市建設計画の策定について
那賀5町新市建設計画のとおりとする。
- 『主な骨子・内容』
- 新市建設のための基本方針
 - 計画の定める期間
 - 『元気で安心、自然の中で交流の輪がひろがる文化創造都市』

提案

● 協議第16号の1

- 町名・字名の取扱いについて
- (1) 桃山町及び貴志川町については、新市の名称の後に現行の町名を付し、冠称の「大字」を削除した名称とする。
 - (2) 打田町、粉河町及び那賀町については、新市の名称の後に冠称の「大字」を削除した名称とする。

提案

● 協議第42号

- 事務組織及び機構の取扱いについて
新市の事務組織及び機構については、次の方針に従い整備する。
- (1) 現在の打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の庁舎を有効活用するため、本庁機能を分散するとともに、それぞれに支所若しくは分室を置き、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
 - (2) 行政課題に迅速かつ的確に対応



- きるよう整備する。
- (3) 責任の所在が明確で、指揮命令系統が分かりやすい事務組織及び機構とする。
- (4) 緊急時に即応できる事務組織及び機構とする。

提 案

協議第43号

各種事務事業（農林業振興関係事業）

の取扱いについて

農林業振興関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 農業振興地域整備計画及び森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編し、農業振興協議会等については、合併時に廃止する。
- (3) 経営対策体制整備推進事業については、現行のとおり実施することとし、計画策定会議については、新市において再編する。
- (4) 土壌改良補助事業については、合併時に廃止する。
- (5) 農業経営管理合理化推進事業補助金については、合併時に一元化する。
- (6) 水田農業構造改革対策推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成18年度で事業が

終了するため以降については、国の新制度に基づき検討する。



- (7) 打田町ふれあい水田創生事業及び粉河町水田管農活性化対策奨励補助事業については、合併時に廃止する。

- (8) 果樹対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 有害獣被害防止対策事業については、合併時に一元化する。
- (10) 有害鳥獣駆除事業については、新市において引き続き実施する。なお、実施団体への補助金等については、新市において調整する。
- (11) 農業振興関係団体及び林業振興関係団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとする。ただし、独自の団体については、現行のとおりとする。なお、団体への補助金等については、新市において調整する。
- (12) 那賀町特別栽培農産物認証制度については、合併時に廃止する。なお、新市においては、県の認証制度により実施する。
- (13) 農林産業まつりについては、新市において調整する。
- (14) 国及び県の農林関係補助事業で合

- 併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、継続しているものは現行のとおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において一元化する。
- (15) 農業施設基盤整備事業（町単独事業）については、新市において一元化する。

提 案

協議第44号

各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて

小・中学校の通学区域については、当面、現行のとおりとする。ただし、新市において状況に応じて通学区域を調整する。

提 案

協議第45号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

(1) 健康診断については、学校保健法に基づき、合併時に統一する。

(2) 学校の学期制については、合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるように調整を図るものとする。

(3) スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- (4) 学校給食事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者負担については、新市において調整を行うものとする。なお、未実施校については新市において検討する。



(5) 体育文化活動派遣補助事業については、合併時に統一する。

(6) 私立幼稚園補助事業については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。

(7) 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(8) 粉河町育苗英事業については、合併時まで廃止する。

(9) ヘルメット支給事業については、新中学1年生及び自転車通学を必要とする小学生に無償支給する。

(10) 新入学・卒業児童生徒記念品贈呈事業については、合併時に統一する。

(11) 教育相談事業、適応指導教室及びスクールサポーターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(12) 要保護・準要保護児童生徒の就学支援及び特殊教育就学奨励費については、国の制度に準じて実施する。

提 案

協議第46号

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて

- (1) 社会教育振興計画については、新市において新たに策定する。
- (2) 子どもセンターについては、合併時に廃止する。ただし、新市において本目的に沿った事業を検討する。
- (3) 社会教育委員・社会教育指導員については、新市において新たに設置する。
- (4) 学校週5日制推進事業については、合併時までに事業内容を検討・調整し、新市においても引き続き実施する。
- (5) 成人式及び60の集い事業については、新市において引き続き実施する。ただし、実施時期・場所・方法については合併時までに調整する。
- (6) 公民館事業については、合併時までに調整する。
- (7) 文化協会については、合併時に統合する。なお、文化祭等のイベントについては新市において調整する。
- (8) 社会教育関係団体については、団体等の意向を踏まえて合併時に統合可能なものは統合できるよう調整に努める。
- (9) 各町の指定文化財については、新市に引き継ぐものとし、新市において新たに文化財指定基準を設ける。

なお、委員会については新市において再編する。

- (10) 生涯学習センターについては、新市に引き継ぐものとする。ただし、使用規程等については合併時に統一するものとする。
- (11) 図書の貸し出しは原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において相互利用が図れるようシステムの調整を行う。また、巡回図書については新市において検討する。
- (12) 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (13) 文化会館については、新市に引き継ぐものとする。ただし、会館の運営については、合併時までに調整し、事業については新市において調整する。

提 案

協議第47号

各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて

- (1) 体育指導委員会は、新市においてスポーツ振興法に基づき設置する。
- (2) 町主催体育事業については、合併時までに現行の事業を基に関係団体等と実施内容・方法等について協議するものとする。
- (3) 体育協会については、合併時に統合する。
- (4) スポーツ少年団については、合併

時に統合する。なお、単位団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- (5) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、使用の手続き及び管理については合併時までに調整する。
- (6) 区民広場設置事業補助金については、貴志川町の例により新市において実施する。



提 案

協議第48号

各種事務事業（地域審議会等）の取扱いについて

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律（以下「法律」という。）第5条の4第1項に規定する地域審議会、地方自治法第202条の4第1項及び法律第5条の5第1項に規定する地域自治区並びに法律第5条の8第1項に規定する合併特例区は設置しない。

提 案

協議第49号

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて

- (1) 窓口業務については、組織体制を考慮して、住民サービスの低下を招

かないよう努める。

- (2) 窓口業務の時間については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 休日の対応については、本庁及び支所に日直員を置くこととし、住民サービスの低下を招かないよう合併時までに調整する。
- (4) 夜間の対応については、合併時までに調整する。
- (5) 日曜予約役場については、貴志川町の例により新市に引き継ぐものとし、日直員が対応する。

提 案

協議第50号

各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて

- (1) 社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。なお、補助金については、新市において調整する。
- (2) 委託事業については、合併時までに調整する。



第7回新市の事務所の位置等検討小委員会審議内容

日 時：平成16年10月19日(火) 午後1時30分
 場 所：粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室
 出席委員：14名



おもな協議（決定・確認）事項

町名・字名の取扱いに関する事 について

各町でそれぞれ事前に協議したものを小委員会で検討し、決定事項の調整方針（案）を第8回合併協議会へ報告することを確認しました。

報告内容は以下のとおりです。

- (1) 桃山町及び貴志川町については、新市の名称の後に現行の町名を付し、冠称の「大字」を削除した名称とする。
- (2) 打田町、粉河町及び那賀町については、新市の名称の後に冠称の「大字」を削除した名称とする。

【調整方針に基づく各町の表示例】

町 名	表 示 例
打 田 町	(現表示) 那賀郡打田町大字西大井388番地 ↓ (新表示) 紀の川市西大井388番地
粉 河 町	(現表示) 那賀郡粉河町大字粉河412番地 ↓ (新表示) 紀の川市粉河412番地
那 賀 町	(現表示) 那賀郡那賀町大字名手市場146番地の4 ↓ (新表示) 紀の川市名手市場146番地の4
桃 山 町	(現表示) 那賀郡桃山町大字元381番地 ↓ (新表示) 紀の川市桃山町元381番地
貴志川町	(現表示) 那賀郡貴志川町大字神戸327番地の1 ↓ (新表示) 紀の川市貴志川町神戸327番地の1

第8回新市建設計画策定検討小委員会審議内容

日 時：平成16年10月18日(月) 午後1時30分
 場 所：打田町保健福祉センター 3階大会議室
 出席委員：10名

おもな協議（決定・確認）事項

新市建設計画（案）について



那賀5町合併協議会から付託された「新市建設計画の策定」について、新市の速やかな一体化、地域の均衡ある発展及び住民福祉の向上を図るための基本目標・将来像の設定やそれを実現するためのまちづくり施策・主要事業、健全な財政運営を図るための財政計画などを盛り込んだ『那賀5町新市建設計画』（案）をとりまとめ、第8回合併協議会へ報告することを確認しました。

新市名称の「アイデア賞」当選者

第7回新市の事務所の位置等検討小委員会において「アイデア賞」20作品が選ばれ、次の方々が当選しました。当選者の皆さん、おめでとうございます。

アイデア賞に選ばれた作品と当選者

あがら市	(あがらし)	戸田 多恵子 様(打田町)
彩紀市	(あやきし)	馬田 進 司 様(粉河町)
紀州市	(きしゅうし)	浜田 喜代香 様(粉河町)
紀水市	(きすいし)	植松 英 久 様(那賀町)
北紀州市	(きたきしゅうし)	井本 百 合 様(桃山町)
紀桃市	(きとうし)	児玉 君 代 様(粉河町)
きのかわ市	(きのかわし)	松下 一 穂 様(那賀町)
紀ノ川フルーツ市	(きのかわふるつし)	山田 末 子 様(粉河町)
紀の国市	(きのくにし)	矢田 恵 子 様(貴志川町)
紀之都市	(きのとし)	藤本 仁 美 様(粉河町)
紀望市	(きぼうし)	西 佳 美 様(桃山町)
紀北市	(きほくし)	上田 健 造 様(貴志川町)
きらめき市	(きらめきし)	北原 里 菜 様(貴志川町)
五那市	(ごなし)	松山 絹 子 様(粉河町)
四季豊市	(しきゆたかし)	木下 登 喜 様(粉河町)
壽恵廣市	(すえひろし)	辻岡 良 一 様(那賀町)
那五味野市	(なごみのし)	谷口 旬 子 様(粉河町)
ニコウ那賀市	(にゅうながし)	坂口 義 夫 様(貴志川町)
フルーツ市	(ふるつし)	森 俊 様(貴志川町)
平和那市	(へいわなし)	木元 しよの 様(那賀町)



(各委員からアイデア賞候補の報告)



(応募者多数の作品は抽選で)

那賀5町合併協議会委員の変更

平成16年10月1日に開催された打田町議会において議会構成の変更が行われ、当協議会の委員が次のとおり変更されました。

委員の変更(5町の議会の議長)

(敬称略)

町名	新旧の別	氏名	变更日期
打田町	新	ひがし 東 本 耕 輔	平成16年10月1日
	旧	き 木 戸 昌 明	

※委員の変更に伴い監査委員が木戸委員から東本委員に変更されました。

合併協議会開催のお知らせ

第10回 合併協議会

- 日時** 平成16年12月24日(金) 午後1時30分から
場所 打田町保健福祉センター 4階 ホール田園